

日本鐵鋼協會記事

理事會 (昭和 18 年度第 5 回)

日時 昭和 18 年 7 月 6 日(火)午後 5 時 30 分～午後 8 時
 會場 協會々議室 出席者 會長以下 14 名

協議事項

1. 月例講演會開催通知方法の件
2. 研究部會報告印刷數は紙量制限の爲め不得止縮減のこととなる。
3. 本年は野田文庫圖書目錄は編纂せず前年印刷配布のもの校正程度に止むる件可決
4. 會員名簿は本年は出版するも其の後 1,2 年は役員改更の訂正及び會員の異動のみを報告する程度に止むることに決定。
5. 學振第 25 小委員會, 日本機械學會, 日本金屬學會及び日本鐵鋼協會聯合にて「繰返し應力に就き」座談會を開催の件承認。
6. 入退會者及び會員異動の件承認
7. 昭和 18 年 5,6 月分收支報告審議

7. 編輯委員異動

本務の都合上辭任に付き解囑 橋本 正一君
 依 囑 柴田 晴彦君

8. 入退會者及び會員異動の件

會員異動統計表(6月1日～6月30日)

名譽會員	維持會員		贊助	正	准	計
	會員數	持口數				
入會者	—	+12 (+37)	—	+25	+68	+ 105
退會者	—	—	—	- 3	- 3	- 6
死亡者	—	—	—	- 2	- 2	- 4
轉格者	—	+ 2 (+ 3)	—	+23	-25	—
現在會員數	17	75 200	24	2811	3610	6537

備考 維持會員口數 40 口の増加は

新入會 12 社—18 口 轉格 2 社—3 口及び三菱製鋼株式會社 3 口
 日本鋼管株式會社 1 口 株式會社久保田鐵工所 2 口 小倉製鋼株式會社 1 口
 株式會社小松製作所 2 口 大同製鋼株式會社 3 口 芝浦共同工業株式會社 1 口
 特殊製鋼株式會社 2 口 株式會社日本製鋼所 1 口 株式會社本溪湖煤鐵公司 3 口 以上 10 社—19 口 増加による

退會者氏名 正會員 岡田武一君 イソライト工業會社東京支店君
 陸路録君 准會員 小磯五郎君 板谷吉次郎君 池田三千雄君

死 亡 者

正會員	柴田 仁作君	昭和18年4月30日
"	木下 亮圭君	" 6月5日
准會員	宮田 義雄君	" 2月不詳
"	熊谷 博君	

逝去せられたり哀悼に堪えず茲に謹みて弔意を表す。

報告事項

1. 第 28 回研究部會第 6 回燃料經濟部會第 6 回平爐及蓄熱室

熱勘定研究會(於滿洲國鞍山市昭和製鋼所)

日程 5 月 24 日(月)研究會 9 時～15 時 30 分

25 日(火)講演會 9 時～16 時

26 日(水)昭和製鋼所見學

27 日(木)本溪湖宮ノ原見學

28 日(金)撫順炭礦見學

29 日(土)奉天鐵西工場地見學

出席者 委員長 海野三朗君以下委員 22 名

第 2 日の講演題目次の通り

- (1) 昭和製鋼所に於ける熱管理に就て

熱管理主任技師 佐々木專一君

- (2) 同所に於ける動力及び給水管理に就て

動力部技師 星 邦雄君

- (3) 測定及び其の效果に就て 熱管理課長技師

山内 信夫君

- (4) ガスの溫度測定に就て 熱管理主任技師

信澤 寅男君

- (5) 熱能率勘定の一の基礎實驗

日鐵八幡技師 遠藤勝治郎君

2. 第 29 回研究部會第 16 回製鋼部會第 1 回鹽基性平爐研究會

日時 昭和18年6月5日(土) 12時30分～18時30分

場所 協會々議室 出席者委員長 吉川晴十君以下委員 21 名

前長 水谷叔彦君

議 事

- (1) 開會の挨拶並に委員會設立の經過報告 吉川委員長

- (2) 本委員會に對する海軍の要望 佐々川委員

- (3) 參考文獻説明 芥川委員

- (5) 研究事項 (省略)決定事項次記平爐の設計略圖を住友鋼管, 同和歌山製鐵, 日鐵八幡, 日本製鋼所, 神鋼, 吳製鋼部, 光製鋼部, に於て作成し之を 7 月 20 日迄に日本鐵鋼協會宛送付すること但し爐容量 60 トン, 爐型式は固定式 (詳細は設計者に於て適當と認むるもの, 變更弁, 煙突を含む)

尙設計圖に關する諸項目表は幹事より前記委員へ至急配付することとし, 以上による報告を幹事は 8 月中に取纏め第 2 回委員會は之れを 9 月に開催すること。

3. 編輯委員會 (昭和18年度第 4 回)

日時 昭和18年6月17日 17時30分～19時30分

場所 協會々議室 出席者 理事(編輯)石原善雄君 常務委員 (編輯) 依 信次君以下委員 8 名

協議事項

- (1) 月例講演會通知方法
- (2) 研究會報告印刷部數
- (3) 電氣製鋼研究會報告(V)の配布方法
- (4) 用紙節約に關する實行方法
- (5) 會誌 8 月號掲載論文録

報告事項

- (1) 會誌發行進捗狀況
- (2) 准會員より正會員へ轉格者の件
- (3) 維持會員加入及び口數増加の件
- (4) 昭和17年11月11日申請企業許可令第條による企業許可の件 昭和18年6月1日附を以て許可せられたり。

會 告

イ 正會員 一ケ年分金拾圓也 半ケ年分金五圓也 一ケ月金九十錢也
 ロ 准會員 " 金八圓也 " 金四圓也 " 金七十錢也

先に豫告申上げて置きました會費引上の件は監督官廳より認可になりましたから三月一日より上記の通り實施いたして居りますが, 未だ御承知無き向きもある様ですから重複乍ら會告として御周知を願ひます。